

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（発行者との密接な関係）</p> <p>第三条 法第二条第四項に規定する政令で定める密接な関係は、次に掲げる関係とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 一の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権）株式会社又は有限会社にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する関係</p> <p>三 個人及びその親族が法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する場合における当該個人と当該法人との関係</p> <p>四 一の法人が同一の者（その者が個人である場合には、その親族を含む。）によつてそれぞれその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有される場合における当該一の法人の關係（第二号に掲げる關係に該当するものを除く。）</p> | <p>（発行者との密接な関係）</p> <p>第三条 法第二条第四項に規定する政令で定める密接な関係は、次に掲げる関係とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 一の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える株式の数又は出資の金額（以下この条において「株式等」という。）を直接又は間接に保有する関係</p> <p>三 個人及びその親族が法人の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を直接又は間接に保有する場合における当該個人と当該法人との関係</p> <p>四 一の法人が同一の者（その者が個人である場合には、その親族を含む。）によつてそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える株式等を直接又は間接に保有される場合における当該一の法人の關係（第二号に掲げる關係に該当するものを除く。）</p> |

五（略）

2 前項第二号の場合において、一方の法人が他方の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 当該一方の法人が自己の名義をもって所有する当該他方の法人の株式又は出資（以下この項において「株式等」という。）に係る議決権が当該他方の法人の総株主等の議決権のうちにおける割合

二 当該一方の法人の子法人（その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を当該一方の法人が自己の名義をもって所有している法人をいう。以下この号において同じ。）が自己の名義をもって所有する当該他方の法人の株式等に係る議決権が当該他方の法人の総株主等の議決権のうちにおける割合（当該子法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合）

3（略）

五（略）

2 前項第二号の場合において、一方の法人が他方の法人の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 当該一方の法人が自己の名義をもって所有する当該他方の法人の株式等が当該他方の法人の発行済株式等のうちにおける割合

二 当該一方の法人の子法人（その発行済株式等の百分の五十を超える株式等を当該一方の法人が自己の名義をもって所有している法人をいう。以下この号において同じ。）が自己の名義をもって所有する当該他方の法人の株式等が当該他方の法人の発行済株式等のうちにおける割合（当該子法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合）

3（略）